

## アーキビスト認証委員会（第18回） 議 事 次 第

日 時：令和5年3月9日（木）  
14時00分～16時00分  
場 所：国立公文書館4階会議室

### 議題

- （1）令和4年度の実施結果と令和5年度の実施に向けた対応（報告）
- （2）認証アーキビストの更新に係る検討について
- （3）アーキビスト認証に係る拡充検討について
- （4）その他

### 配付資料

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 資料 1 | 令和4年度の実施結果と令和5年度の実施に向けた対応（報告） |
| 資料 2 | 認証アーキビスト審査細則第2条に定める科目・研修について  |
| 資料 3 | 認証アーキビストの更新に係る検討について          |
| 資料 4 | アーキビスト認証に係る拡充検討について           |
| 資料 5 | 令和4年度アーキビスト認証に係る普及・啓発活動       |

## 令和4年度の実施結果と令和5年度の実施に向けた対応（報告）

### 1 令和4年度の実施結果

令和4年度アーキビスト認証については、令和4年12月9日に可否結果を申請者に通知し、12月23日に当館ホームページで公表した上で、令和5年1月1日付けで34名を認証した。令和2年度の認証開始以降、認証数は計281名となった。【別紙1】

### 2 令和5年度の実施に向けた対応

#### （1）認証アーキビスト審査規則の改正（申請書様式の改善）について

以下の点を中心に、申請書様式の改善を図る。

- ・申請者からの申出に基づき、「所属名」と「現住所（都道府県）」の公表・非公表を別個に選択できるよう、様式1及び6における同意欄を分けて設ける。
- ・申請者が実務経験の期間を正確に記入し、事務局が確認可能とするため、様式4を改正し、「勤務形態」と「勤務日数」の欄を分けるなど工夫する。
- ・申請者は審査対象となる「紀要の論文等」、「アーカイブズに係る調査研究実績」の添付が必要となることから、誤解が生じないように様式5を改正し、「添付資料有り」の項目を削除する。

#### （2）「認証アーキビスト申請の手引き」の見直しについて

館のシステム更新に伴い、「3.4.2 館が指定するメールサービスによる提出」が大幅に変更となるため、この点を含め、よりわかりやすくなるよう「認証アーキビストの申請の手引き」の見直しを行う。

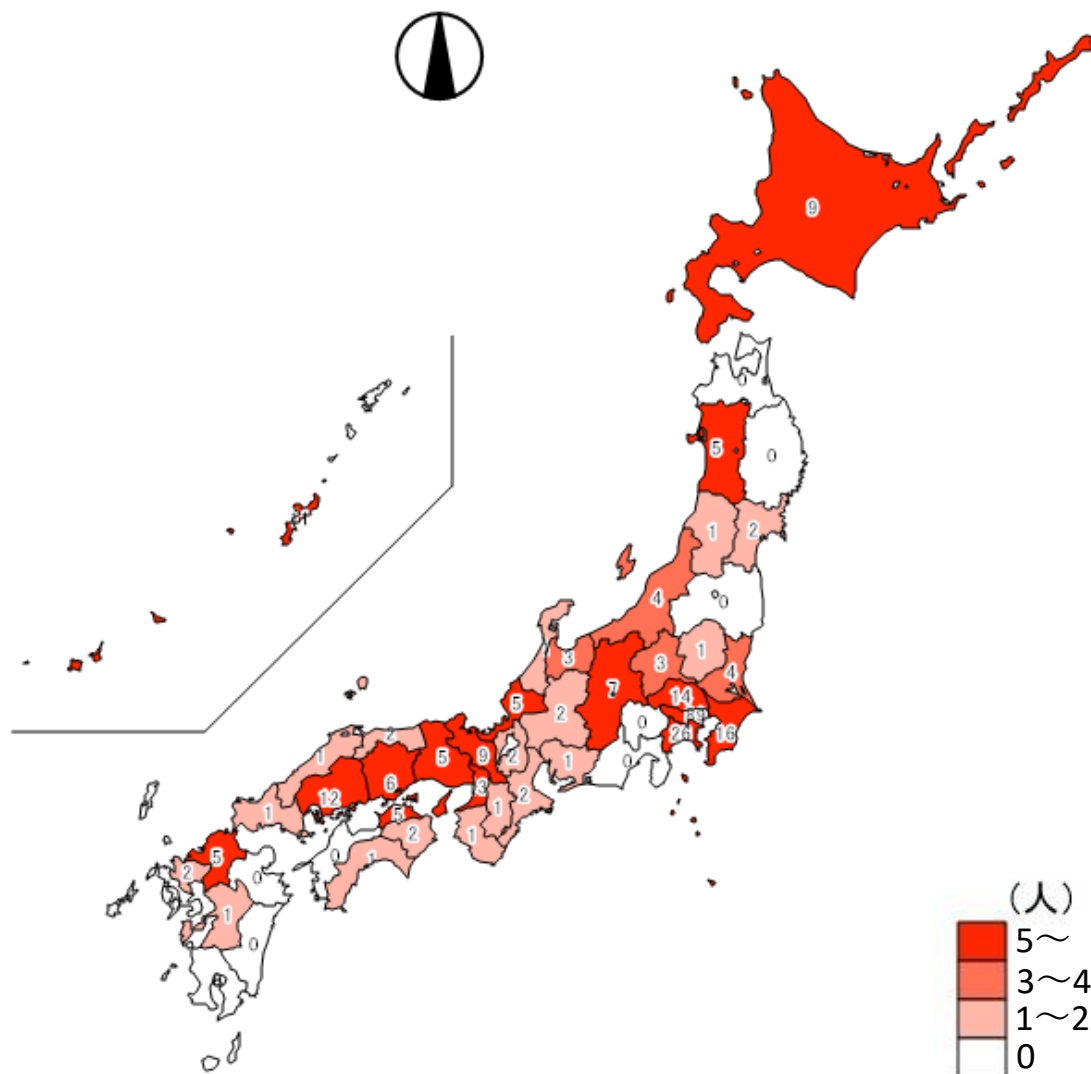
#### （3）事務手続きについて

申請書類の不備については、認証委員会が認証の審査に必要と認めた場合、追加提出を求めている。令和5年度以降は、委員会における審査を円滑に行うため、単純な過誤と見なされるものに限り、館長から委員会へ審査を依頼する前に、申請者に連絡・確認する。

### 3 今後の予定

令和5年度アーキビスト認証スケジュール（案） 【別紙2】

# ●都道府県毎（住所地）の認証アーキビスト数 (合計281名)

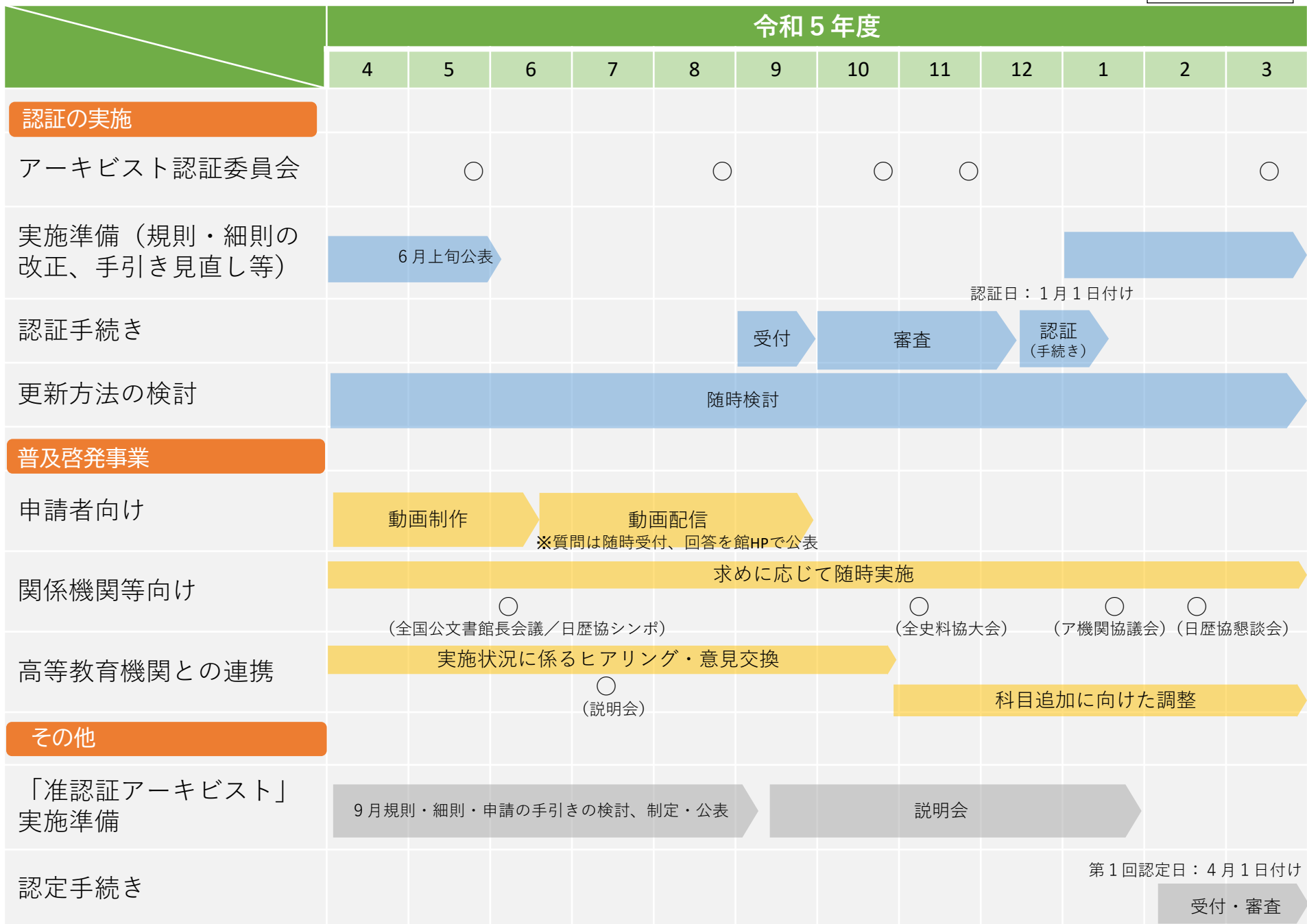


| 都道府県 | 人数 | 都道府県 | 人数 |
|------|----|------|----|
| 北海道  | 9  | 滋賀県  | 2  |
| 青森県  | 0  | 京都府  | 9  |
| 岩手県  | 0  | 大阪府  | 13 |
| 宮城県  | 2  | 兵庫県  | 5  |
| 秋田県  | 5  | 奈良県  | 1  |
| 山形県  | 1  | 和歌山県 | 1  |
| 福島県  | 0  | 鳥取県  | 2  |
| 茨城県  | 4  | 島根県  | 1  |
| 栃木県  | 1  | 岡山県  | 6  |
| 群馬県  | 3  | 広島県  | 12 |
| 埼玉県  | 14 | 山口県  | 1  |
| 千葉県  | 16 | 徳島県  | 2  |
| 東京都  | 89 | 香川県  | 5  |
| 神奈川県 | 26 | 愛媛県  | 0  |
| 新潟県  | 4  | 高知県  | 1  |
| 富山県  | 3  | 福岡県  | 5  |
| 石川県  | 1  | 佐賀県  | 2  |
| 福井県  | 5  | 長崎県  | 0  |
| 山梨県  | 0  | 熊本県  | 1  |
| 長野県  | 7  | 大分県  | 0  |
| 岐阜県  | 2  | 宮崎県  | 0  |
| 静岡県  | 0  | 鹿児島県 | 0  |
| 愛知県  | 1  | 沖縄県  | 11 |
| 三重県  | 2  | 非公表等 | 6  |

※令和5年1月1日現在の住所地

# 令和5年度アーキビスト認証スケジュール（案）

別紙2



## 認証アーキビスト審査細則第2条に定める科目・研修について

「アーキビストの職務基準書」に基づく知識・技能等の修得が可能とされる大学院修士課程の科目又は同程度と認められる関係機関の研修について、令和5年度の審査に向け、認証アーキビスト審査細則第2条に定める既定科目・研修のフォローアップを行うとともに、大学院修士課程の科目について追加を検討する。

### 1 既定科目・研修のフォローアップ

令和4年度実績に基づき改訂を行う。

（対象）学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻の科目

大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コースの科目

島根大学大学院人間社会科学研究科認証アーキビスト養成プログラムの科目

昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻アーキビスト養成プログラムの科目

東北大学大学院文学研究科認証アーキビスト養成コースの科目

国立公文書館アーカイブズ研修Ⅰ・Ⅲ

国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジ（長期）

### 2 科目の追加検討

高等教育機関向けの個別説明会を開催した結果、事務局で把握した大学院修士課程の科目について、ヒアリング・参考資料の提供により、職務基準書に示された知識・技能等が体系的に修得可能であるか検討を行う。

（対象）中央大学大学院文学研究科アーキビスト養成プログラムの科目

筑波大学大学院の科目

| 項 目                   | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置年                   | 2022年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 資格付与者<br>〔付与方法〕       | 文学研究科委員長<br>〔アーキビスト養成プログラム修了証の授与〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 目的                    | 文書館などにおいて公文書、民間文書などの記録を扱う専門職（アーキビスト）の養成を目的とする。近年、公文書管理や民間所在資料の保全に対する関心が高まり、アーキビストの必要性が広く認識されるようになっている。アーキビスト養成プログラムでは、このような社会的要請に応え、各学問分野で学んだ専門性を活かし、社会で活躍するアーキビストの養成をめざす。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 根拠規程<br>・要領等          | <p>・中央大学大学院学則第三十四条(科目設置)</p> <p>各研究科の博士課程の前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数は、別表第二に掲げるとおりとする。</p> <p>2 法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、文学研究科及び総合政策研究科の博士課程の後期課程の修了に必要な単位数は、別表第二の二に掲げるとおりとする。</p> <p>3 各研究科の授業科目の名称、単位数及び履修・研究方法は、別表第三に掲げるとおりとする。</p> <p>4 各研究科の授業科目のうち、多様なメディアを高度に利用して行う授業科目及び履修方法等は、各研究科委員会が別に定める。</p> <p>上記大学院学則第3項、第4項において「各研究科委員会が別に定める」とした内容等に関しては大学院履修要項に記載するもので、2022年度大学院履修要項に掲載されている大学院学則部分における別表第三に関する記載に履修要項上の「授業科目、各研究科の頁を参照する」と定めている。別紙「アーキビスト養成プログラムの概要を記載した履修要項」は2023年度履修要項の文学研究科頁に記載することについて、機関意思決定権を有する文学研究科委員会において2022年7月21日に審議・承認された。以上のプロセスを経て中央大学大学院文学研究科アーキビスト養成プログラムは大学院学則の定めにより、適切に執行される運びとなっている。</p> <p>大学院履修要項については、本学大学院の法学研究科、経済学研究科、商学研究科、文学研究科、総合政策研究科の運営機能を所管する大学院事務室が各研究科の機関決定に基づき発行する。</p> <p>・中央大学大学院履修要項<br/>アーキビスト養成プログラムの概要については履修要項(別紙)に掲載する。</p> |
| 課程修了に必要な単位数           | 14単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| カリキュラムの内容<br>(2023年度) | <p>① 履修条件：中央大学大学院に在籍する大学院生であればだれでも可。</p> <p>② 必修科目（10単位）：インターンシップ（アーキビスト実務研修）、アーカイブズ法制論、地域アーカイブズ論、図書館情報学特講A・B。なお、図書館情報学特講ABは、「図書館情報学」という名称だが、授業の中でデジタル・アーカイブズに関する問題やMLA連携などを扱うため必修科目としている。</p> <p>③ 選択必修科目（4単位）：アーカイブズ学研究AB、記録管理学特講ABは、授業の構成は異なるが、ABを通じて同程度の知識等を身につけることができるように構成する。プログラムの根幹となる科目で1年次の履修が望ましいため、履修保証の観点から別の時間に配置することを目的に、2科目設けて選択必修科目としている。</p> <p>以上を通じて、アーキビストとして必要な知識・技能等を身につける。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 講師の数／構成               | 10名/常勤3名・非常勤7名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 定員                    | 10名程度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|                        |                                                                                                                                              |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 過去5年の専攻<br>・課程修了者<br>数 | *アーキビスト養成プログラムは2022年度設置のためデータなし。                                                                                                             |
| 専攻・課程修<br>了者の主な就<br>職先 | *アーキビスト養成プログラムは2022年度設置のためデータなし。                                                                                                             |
| 特色・備考                  | 文学研究科は、13専攻（国文学、英文学、独文学、仏文学、中国言語文化、日本史学、東洋史学、西洋史学、哲学、社会学、社会情報学、教育学、心理学）からなる総合的な研究科。多彩な専攻が同居している文学研究科の特色を活かして、みずからの学問基盤によりながら活躍するアーキビストを養成する。 |

【事務メモ：2023年度開講予定の科目を記載しています】

| 科目名                      | 単位数 |    | 履修要件 | 担当教員等                                                                                         |
|--------------------------|-----|----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|                          | 必修  | 選択 |      |                                                                                               |
| インターンシップ<br>(アーキビスト実務研修) | 2   |    | —    | 宮間 純一                                                                                         |
| アーカイブズ法制論                | 2   |    | —    | 宮間 純一<br>清水 善仁<br>村上 裕章<br>風間 吉之（国立公文書館）<br>阿久津 智広（国立公文書館）<br>篠原 佐和子（国立公文書館）<br>新井 正紀（国立公文書館） |
| 地域アーカイブズ論                | 2   |    | —    | 福嶋 紀子                                                                                         |
| 図書館情報学特講A                | 2   |    | —    | 小山 憲司                                                                                         |
| 図書館情報学特講B                | 2   |    | —    | 小山 憲司                                                                                         |
| アーカイブズ学研究A               |     | 2  | —    | 清水 善仁                                                                                         |
| アーカイブズ学研究B               |     | 2  | —    | 清水 善仁                                                                                         |
| 記録管理学特講A                 |     | 2  | —    | 李 東真                                                                                          |
| 記録管理学特講B                 |     | 2  | —    | 李 東真                                                                                          |
|                          |     |    |      |                                                                                               |
|                          |     |    |      |                                                                                               |
|                          |     |    |      |                                                                                               |
|                          |     |    |      |                                                                                               |
|                          |     |    |      |                                                                                               |
|                          |     |    |      |                                                                                               |
|                          |     |    |      |                                                                                               |
|                          |     |    |      |                                                                                               |
|                          |     |    |      |                                                                                               |
| 合計                       | 10  | 8  | 計    | 14単位以上                                                                                        |

※2単位：100分×14回の講義。



| 項 目                       | 内 容                                                                                                                                                                               |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置年                       | 令和5年（2023）                                                                                                                                                                        |
| 資格付与者<br>〔付与方法〕           | 筑波大学大学院 人間総合科学学術院 人間総合科学研究群 情報学学位プログラムリーダー<br>筑波大学大学院 人文社会ビジネス科学学術院 人文社会科学研究群 人文学学位プログラムリーダー<br>〔上記の学位プログラムにおいて指定された科目を履修し、必修科目8単位及び選択必修科目の中から4単位の計12単位を取得すること〕                   |
| 目的                        | 独立行政法人国立公文書館が行うアーキビスト認証を受けるために必要な、大学院博士前期課程において指定する科目を修得することを目的とする。                                                                                                               |
| 根拠規程<br>・要領等              | 「国立公文書館が認証する「認証アーキビスト」のための履修科目の指定に関する覚書」                                                                                                                                          |
| 課程修了に必要な単位数               | 12単位（必修8単位、選択必修4単位）                                                                                                                                                               |
| カリキュラムの内容<br><br>(2023年度) | 情報学学位プログラムと人文学学位プログラム 歴史・人類学サブプログラムが共同でカリキュラムを構成する。必修科目と選択必修科目から構成される。<br>【必修科目】アーカイブズ、博物館情報メディア、知的財産と情報の安全、デジタルヒューマニティーズ<br>【選択必修科目】情報組織化、記録情報管理、日本史特講ⅢA、日本史特講ⅢB、日本史特講VA、日本史特講VB |
| 講師の数／構成                   | 大学教授3名、准教授5名、講師1名、助教4名、外部3名                                                                                                                                                       |
| 定員                        | 定めなし                                                                                                                                                                              |
| 過去5年の専攻・課程修了者数            | 該当なし                                                                                                                                                                              |
| 専攻・課程修了者の主な就職先            | 該当なし                                                                                                                                                                              |
| 特色・備考                     |                                                                                                                                                                                   |

## カリキュラムの詳細（2023年度）

| 科目名           | 単位数 |      | 履修要件                     | 担当教員等                   |
|---------------|-----|------|--------------------------|-------------------------|
|               | 必修  | 選択必修 |                          |                         |
| アーカイブズ        | 2   |      |                          | 白井哲哉、パールィシェフ・エドワルド、村田光司 |
| 博物館情報メディア     | 2   |      |                          | 白井哲哉、江前敏晴、寺地美奈子、(非常勤講師) |
| 知的財産と情報の安全    | 2   |      |                          | 阪口哲男、村井麻衣子、高良幸哉         |
| デジタルヒューマニティーズ | 2   |      |                          | 宇陀則彦、和氣愛仁               |
| 情報組織化         |     | 2    | 情報学学位プログラム受講者            | 高久雅生、加藤誠、永森光晴           |
| 記録情報管理        |     | 2    | 情報学学位プログラム受講者、アーカイブズ履修済み | 白井哲哉、(非常勤講師)、(非常勤講師)    |
| 日本史特講ⅢA       |     | 1    | 人文学学位プログラム受講者            |                         |
| 日本史特講ⅢB       |     | 1    | 人文学学位プログラム受講者            |                         |
| 日本史特講ⅤA       |     | 1    | 人文学学位プログラム受講者            |                         |
| 日本史特講ⅤB       |     | 1    | 人文学学位プログラム受講者            |                         |
|               |     |      |                          |                         |
|               |     |      |                          |                         |
|               |     |      |                          |                         |
|               |     |      |                          |                         |
|               |     |      |                          |                         |
|               |     |      |                          |                         |
|               |     |      |                          |                         |
|               |     |      |                          |                         |
|               |     |      |                          |                         |
|               |     |      |                          |                         |
|               |     |      |                          |                         |
|               |     |      |                          |                         |
| 合計            | 8   | 8    | 計12単位以上                  |                         |

※2単位：90分×15回の講義。

## 認証アーキビストの更新に係る検討について

### 1 検討状況 ※認証アーキビストの更新に係る検討状況（参考1）

- ・第7回アーキビスト認証委員会以降、育児・介護休業における特例措置の検討、また、認証アーキビスト審査規則別表2「認証アーキビストの活動に関する標準点数」（参考2）に示す「研修会等」の具体的な例示の検討を中心に進めてきた。

### 2 検討事項

- （1）認証アーキビスト審査規則別表2に示す「研修会等」の具体的な例示
- （2）公文書等の管理に関する委員会・審議会等へ委員として参画した場合の取扱い
- （3）被災公文書等の救援活動の取扱い  
→「よくある質問（FAQ）」記載案（別紙）のとおりとしたい。
- （4）「研修会等」の参加に係る申請方法  
→更新申請者が研修会等の受講により自らが得た知見について、更新申請書に端的に記入することに加え、受講したことが分かる書類の添付（受講証明書、出席者名簿、申込みに係る書類の他、開催案内等）を求めることとしたい。  
※具体的な様式等は今後検討（参考3）。

### 3 今後の予定

- |          |                           |
|----------|---------------------------|
| ～令和5年8月  | 更新について検討                  |
| ～令和6年12月 | 「更新の手引き」（案）の検討、館にて決定      |
| 令和7年1月～  | 「更新の手引き」を公表、更新に関する説明会等を実施 |
| 令和7年秋    | 更新申請受付、審査                 |
| 令和8年1月1日 | 第1回更新                     |

※随時検討を行い、決定した事項については、速やかにアーキビスト認証ホームページ「よくある質問（FAQ）」等に追加し、周知を図っていく。

## 「よくある質問 (FAQ)」記載案

### ○認証アーキビスト審査規則別表2に示す「研修会等」の具体化

Q9-x 認証アーキビスト審査規則別表2に示されている「公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等」とは具体的にどのような研修ですか。

A9-x 更新申請者が当該研修会で修得した内容が、認証アーキビストの知識・技能等の更新に寄与するとアーキビスト認証委員会において認められる場合は、当該研修会等の主催者や形式、規模に関わらず対象となりえます。

#### 【対象となりえる主な研修会等の事例】

※あくまで主な事例であり、以下に示す以外の研修会等でも広く対象となりえます。

○国・地方自治体・大学などが設置するアーカイブズ機関が開催する研修会など

- ・国立公文書館 アーカイブズ研修、公文書管理研修など
- ・国文学研究資料館 アーカイブズ・カレッジなど

○アーカイブズ関連の学協会が開催する研修会など

- ・日本アーカイブズ学会 大会、研究集会など
- ・記録管理学会 大会、例会など
- ・日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) 文書情報マネージャー認定セミナーなど

○史資料の保存・利用に係る協議会が開催する研修会など

- ・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 全国大会、研修会、公文書館機能普及セミナー、関東部会定例研究会、同 近畿部会例会など
- ・企業史料協議会 ビジネスアーキビスト研修講座など
- ・各地域における史資料の保存・利用に係る協議会 (地域史料協) が開催する研修会など

○上記以外の公文書等の管理に係る研修会など

### ○公文書等の管理に関する委員会・審議会等へ委員として参画した場合の取扱い

Q9-y 公文書等の管理に関する委員会・審議会等へ委員として参画した場合は、更新に係る活動の対象となりますか。

A9-y 認証アーキビストとしての専門性を活かし、委員会・審議会等へ委員として参画した場合は、認証アーキビスト審査規則別表2「認証アーキビストの活動に関する標準点数」に示す

「公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修等の講師」と同等とみなされるため、更新に係る活動の対象となります。

ただし、当該活動が更新に係る活動として認められるか、またその点数については、アーキビスト認証委員会が個別に判断します。

#### ○被災公文書等の救援活動の取扱い

Q9-z 被災公文書等の救援活動は、更新に係る活動の対象となりますか。

A9-z 認証アーキビストとしての専門性を活かした救援活動は、認証アーキビスト審査規則別表2「認証アーキビストの活動に関する標準点数」に示す「公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る調査研究活動」と同等とみなされるため、更新に係る活動の対象となります。

ただし、当該活動が更新に係る活動として認められるか、またその点数については、アーキビスト認証委員会が個別に判断します。

## 認証アーキビストの更新に係る検討状況

| 委員会                 | 主な検討事項                                                                                                                                                          | 検討結果等                                                                                                                                                  | 備考                     |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 第7回<br>(R3. 3. 18)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>更新要件の具体</li> <li>更新できなかった場合の措置</li> </ul>                                                                                | (方向性を確認)                                                                                                                                               |                        |
| 第8回<br>(R3. 5. 27)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>更新できなかった場合の措置</li> </ul>                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「認証の有効期間内に更新できなかった場合であっても、更新点数累積期間（最近5年間）に更新基準点（20点）を満たせば更新申請可能」とする。</li> </ul>                                 | R3. 6<br>規則<br>改正<br>済 |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護休業における特例措置</li> </ul>                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>継続検討。なお、雇用形態等のデータが必要との意見有。</li> </ul>                                                                           |                        |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「研修会等」の具体化</li> </ul>                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>継続検討。</li> </ul>                                                                                                |                        |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>新規項目の追加（公文書等の管理に関する委員会・審議会等へ委員として参画、被災公文書等の救援活動の活動）</li> </ul>                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>継続検討。</li> </ul>                                                                                                |                        |
| 第9回<br>(R3. 9. 3)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護休業における特例措置の検討</li> </ul>                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>認証アーキビスト実態調査の実施検討を報告、了承。</li> </ul>                                                                             |                        |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「研修会等」の具体化</li> </ul>                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>アーカイブズ関係機関へ対し研修会等の照会を提案、了承。</li> </ul>                                                                          |                        |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>新規項目の追加</li> </ul>                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員の意見を踏まえ事務局で再検討するよう指示あり。</li> </ul>                                                                            |                        |
| 第10～12回：審査及び異議申立て審議 |                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                        |                        |
| 第13回<br>(R4. 3. 11) | <ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護休業における特例措置の検討</li> <li>「研修会等」の具体化</li> </ul>                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>実態調査の調査方針、調査票の素案を提示、了承。</li> <li>アーカイブズ関係機関に対する照会結果を報告（中間報告）</li> </ul>                                         |                        |
| 第14回<br>(R4. 5. 25) | <ul style="list-style-type: none"> <li>「研修会等」の具体化</li> </ul>                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>アーカイブズ関係機関に対する照会結果を報告（ただし、一部機関から未提出）。</li> </ul>                                                                |                        |
| 第15回<br>(R4. 9. 8)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護休業における特例措置の検討</li> </ul>                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>実態調査の結果を踏まえ、育児・介護といった事項に限定した特例措置は設けないこととする。また、更新ができなかった者が、履歴書等にかつて認証アーキビストであった事実を記載することは差し支えないこととする。</li> </ul> |                        |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「研修会等」の具体化 <ul style="list-style-type: none"> <li>-研修会等の考え方</li> <li>-FAQにおける記載案</li> <li>-受講証明方法</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>アーカイブズ関係機関に対する照会結果を報告。引き続き事務局で検討を続けるよう指示あり。</li> </ul>                                                          |                        |
| 第16～17回：審査          |                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                        |                        |

別表2 認証アーキビストの活動に関する標準点数

## (1) 知識・技能等

| 点数  | 主な内容                                           | 備考 |
|-----|------------------------------------------------|----|
| 9 点 | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等（3 日以上）を受講        |    |
|     | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る大学院修士課程相当の科目を修得（2 単位） |    |
| 6 点 | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等（2 日）を受講          |    |
| 3 点 | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等（1 日以下）を受講        |    |

## (2) 実務経験

| 点数    | 主な内容                                          | 備考            |
|-------|-----------------------------------------------|---------------|
| 3 点／年 | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る実務経験（4 か月ごとに 1 ポイント） | 認証期間満了日までを含む。 |

## (3) 調査研究能力

| 点数   | 主な内容                                                             | 備考       |
|------|------------------------------------------------------------------|----------|
| 20 点 | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る著作（単著）                                  | 自費出版を除く。 |
| 15 点 | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る論文（10,000 字以上）                          |          |
|      | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研究ノート（4,000 字以上 10,000 字未満）             |          |
| 5 点  | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る職務の成果（目録、データベース、書評、調査報告、資料紹介、資料集、展示図録等） |          |
|      | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研究発表                                    |          |
|      | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修等の講師                                  |          |
| 3 点  | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る業務報告書等（4,000 字未満、既公表のもの）                |          |
|      | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る調査研究活動                                  |          |

(備考)

- 1 上記実績は、点数に該当する例を示したもの。

様式6【全員提出】

令和 年度申請

## 令和 年度「認証アーキビスト」更新申請書

|      |                            |    |    |                          |
|------|----------------------------|----|----|--------------------------|
| ふりがな |                            |    | 性別 | (写真)<br>4.0×3.0cm<br>を貼付 |
| 氏名   |                            |    |    |                          |
| 生年月日 | 年 (      年 )      月      日 |    |    |                          |
| 現住所  | 〒                          |    |    |                          |
| 所属名  |                            | 職名 |    |                          |
| 所属住所 | 〒                          |    |    |                          |

|      |                      |   |        |  |
|------|----------------------|---|--------|--|
| 連絡先  | 郵便物の送付先をいずれか一つご指定下さい |   |        |  |
|      | 現住所□                 | 〒 |        |  |
|      | 所属先□                 |   |        |  |
|      | その他□                 | → |        |  |
| 電話番号 |                      |   | E-mail |  |

| 提出資料 |                        | チェック欄                    |
|------|------------------------|--------------------------|
| 1    | 「認証アーキビスト」更新申請書 様式6※本書 | <input type="checkbox"/> |
| 2    | 更新実績一覧 様式7             | <input type="checkbox"/> |

## 確認事項

認証アーキビストとしての更新が適当と認められた場合、  
所属名と現住所（都道府県名）が公表されることに同意します。



独立行政法人国立公文書館長 殿  
上記のとおり、申請致します。

令和 年 月 日

氏 名

※署名がない場合、受理できませんので必ず自署してください。

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



|    |  |
|----|--|
| 氏名 |  |
|----|--|

## 更新実績一覧

| 番号 | 実績の名称 | 具体的内容 | 点数<br>(申告) | 確定点数<br>※記入しないで下さい |
|----|-------|-------|------------|--------------------|
| 1  |       |       |            |                    |
| 2  |       |       |            |                    |
| 3  |       |       |            |                    |
| 4  |       |       |            |                    |
| 5  |       |       |            |                    |
| 6  |       |       |            |                    |
| 合計 |       |       |            |                    |

## 備考

- 公表されている成果物（論文・コラム等）以外は、概要の説明を付すこと。
- 欄が足りない場合、当該様式を複写して使用すること。

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## アーキビスト認証に係る拡充検討について

「准認証アーキビスト骨子案」（別紙１）について、関係者の意見等を取り入れるため、アーキビスト養成に係る高等教育機関・研修機関、全国公文書館長会議構成館を対象とする説明会を開催し、アーカイブズ関係機関協議会、日本歴史学協会との懇談会においても同案について説明した。

また、高等教育機関・研修機関に申請・審査・認定手続の検討に係る調査への協力を依頼し回答を得た。

これらの結果を踏まえて「准認証アーキビスト骨子」を確定した上で、手続・認定スケジュール等の具体化を進めることとしたい。

### １ 「准認証アーキビスト」骨子案についての説明を実施

#### （１）高等教育機関・研修機関向け説明会

（開催日：令和４年１２月１６日（金） 参加機関数：１１ 機関）

・議事の概要（別紙２）

#### （２）全国公文書館長会議構成館向け説明会

（開催日：令和５年１月２０日（金） 参加機関数：４６ 機関）

・質疑応答の概要（別紙３）

#### （３）アーカイブズ関係機関協議会（第２０回）における説明

（開催日：令和５年２月６日（月））

#### （４）日本歴史学協会国立公文書館特別委員会との懇談会における説明

（開催日：令和５年２月２８日（火））

### ２ 関係機関からの主な意見

・アーキビストには大学院修士課程相当の調査研究能力が必要であると考えられるため、「准認証アーキビスト」の認定要件に（「知識・技能等」のみではなく）「調査研究能力」の一部（修士課程相当の修了）を含める必要があるのではないか。

⇒「調査研究能力」の一部を要件に含めた場合、取得へのハードルが高くなるため、大学院修士課程に設置される科目又は研修機関が実施する研修によって「知識・技能等」を修得することにより認定を受けられる仕組みとし、普及を図りたい。

・高等教育機関側が取りまとめて申請する方法も検討してよいのではないか。

⇒高等教育機関が個人の申請をまとめて申請する方法を検討する。

### 3 「准認証アーキビスト」申請・審査・認定手続の検討に係る調査結果（別紙4）

説明会に参加された高等教育機関（9機関）のうち、8機関より回答を得た（研修を実施している2機関（国文学研究資料館・国立公文書館）からの回答は、参考として整理）。

#### 【調査結果の概要】

|                                                                 |                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 申請・認定手続の検討に係る質問                                              |                                                                                                                                                                           |
| ①科目修得の確定時期<br>※「イ.知識・技能等」修得に必要な科目全ての修得確定時期                      | 2月中旬～3月上旬<br>(学年を2期に分けている場合の1期目確定時期は8月下旬～9月上旬)                                                                                                                            |
| ②科目修得証明書（成績証明書）の発行時期                                            | 2月下旬～3月下旬<br>(学年を2期に分けている場合の1期目発行時期は8月下旬～9月上旬)                                                                                                                            |
| ③（①②に時間差が発生する場合）①後、速やかに科目修得者一覧を作成し、国立公文書館への提出することが可能か※提出様式は別途検討 | 可 : 5<br>不可 : 2<br>未回答 : 1                                                                                                                                                |
| ④（③回答が可の場合）提出可能時期                                               | 2月下旬～3月下旬<br>(学年を2期に分けている場合の1期目提出時期は9月下旬)                                                                                                                                 |
| 2) 科目修得見込みに係る質問                                                 |                                                                                                                                                                           |
| ①科目修得見込みと言える時期<br>※科目履修登録の完了時期等                                 | 4月中旬～5月中旬<br>(学年を2期に分けている場合の2期目の履修登録の完了時期は10月中旬～11月上旬)                                                                                                                    |
| ②科目修得見込者に係る証明書発行の可否                                             | 可 : 8<br>不可 : 0                                                                                                                                                           |
| 3) その他                                                          |                                                                                                                                                                           |
| 全体にわたるご意見・ご要望など（任意）                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度の授業科目履修証明書を発行することは可能だが、授業科目の履修登録をもって単位取得見込みと認めることは難しい。</li> <li>・科目履修修了（見込みを含む）者は、年に1度ではなく、春夏学期、秋冬学期ごとに出てくる可能性がある。</li> </ul> |

#### 申請スケジュール・手続検討のポイント

- ・科目修得が認定要件となるため、申請書類には科目修得証明が必要となる。よって、認定は科目修得以降となる。
- ・個人単位の申請とは別に、高等教育機関が所定科目の修得者を取りまとめて申請する方法を設ける。
- ・所定科目を修得見込み又は修得済みと高等教育機関が認める者が「准認証アーキビスト」取得見込みとして就職活動することを妨げないこととし、高等教育機関をはじめとする関係機関に周知すること等を検討する。

#### 4 「准認証アーキビスト」申請・審査・認定手続

##### 申請・審査・認定手続（案）

- ・「准認証アーキビスト」申請・審査・認定手続のイメージ（案）（別紙5）  
⇒①個人による申請、②高等教育機関による科目修得者取りまとめ申請  
※②は各高等教育機関が申請者の科目修得証明を取りまとめて提出する方法

#### 5 今後の予定

- |      |     |                                   |
|------|-----|-----------------------------------|
| 令和5年 | 4月～ | 骨子に沿って具体化を検討                      |
|      | 5月  | アーキビスト認証委員会（規則・細則等の概要を検討）         |
|      | 8月  | アーキビスト認証委員会（規則・細則等の案を検討）          |
|      | 9月  | 規則・細則等の策定、「申請の手引き」の公表             |
|      | 9月～ | 申請についての説明会等を実施                    |
| 令和6年 | 2月  | 申請受付開始（受付期間は約3か月を予定）              |
|      | 4月  | 「准認証アーキビスト」の第1回認定（2月上旬～3月上旬まで受付分） |
|      | 6月  | 「准認証アーキビスト」の第2回認定（3月中旬～4月末まで受付分）  |

## 「准認証アーキビスト」骨子案

### 1 目的

「アーキビスト認証の実施について」（令和2年3月24日、国立公文書館長決定）に基づくアーキビスト認証の取組を推進するため、認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を公的に認める仕組みを設け、専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材の定着を図る。

### 2 位置づけ

国立公文書館が実施する「アーキビスト認証」（内閣府が事業計画認可）の一環として実施

### 3 名称

准認証アーキビスト

### 4 実施者（事業主体）

国立公文書館

### 5 認定者

国立公文書館長

### 6 対象者及び要件

認証アーキビスト審査規則第3条（1）イ 知識・技能等を修得していること。

### 7 申請及び審査

認定を受けようとする者は、国立公文書館長に所定の申請書類を提出する。

アーキビスト認証委員会は、国立公文書館長からの審査依頼について、申請書類に基づき認定の可否を審査する。

### 8 認定

国立公文書館長は、アーキビスト認証委員会の審査において要件を満たしていると認められた者を公表し、その旨を申請者へ通知する。

### 9 その他

- ・登録料は徴収しない。
- ・認定証・カードは発行しない。
- ・国立公文書館長は認定に関する事務手続（申請書類の提出期限、認定時期等）の予定を館ホームページ等により公表する。

## 【参考条文等】

### ○認証アーキビスト審査規則（抜粋）

（認証の要件）

第3条 前条に規定する認証について、職務基準書に示されたアーキビストとしての専門性を有すると認めるのは、次の各号のいずれかの場合とする。

（1）次に掲げる要件の全てについて、それぞれ次に定める基準に達していると認めるとき。

イ 知識・技能等 職務基準書に示された知識・技能等について、別表1に定める内容の大学院修士課程の科目を修得し、又は同程度と認められる関係機関の研修を修了していること。

ロ 実務経験 職務基準書に定める職務に知識・技能等を活かして、3年以上従事した経験を有していること。

ハ 調査研究能力 修士課程相当を修了しアーカイブズに係る調査研究実績を1点以上有すること、又は修士課程相当を修了していない場合は、アーカイブズに係る調査研究実績及び紀要の論文等を各1点以上有すること。

### ○認証アーキビスト審査細則（抜粋）

第2条 審査規則第3条第1号の「大学院修士課程の科目」とは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）の施行後に実施された次の各号に掲げる大学院修士課程の別表1に定める科目とする。

- （1）学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻
- （2）大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース
- （3）島根大学大学院人間社会科学研究科認証アーキビスト養成プログラム
- （4）昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻アーキビスト養成プログラム
- （5）東北大学大学院文学研究科認証アーキビスト養成コース
- （6）その他大学院修士課程でアーキビスト認証委員会（以下「委員会」という。）が認めた課程

2 審査規則第3条第1号の「関係機関の研修」とは、公文書管理法の施行後に実施された次の各号に掲げるものとする。

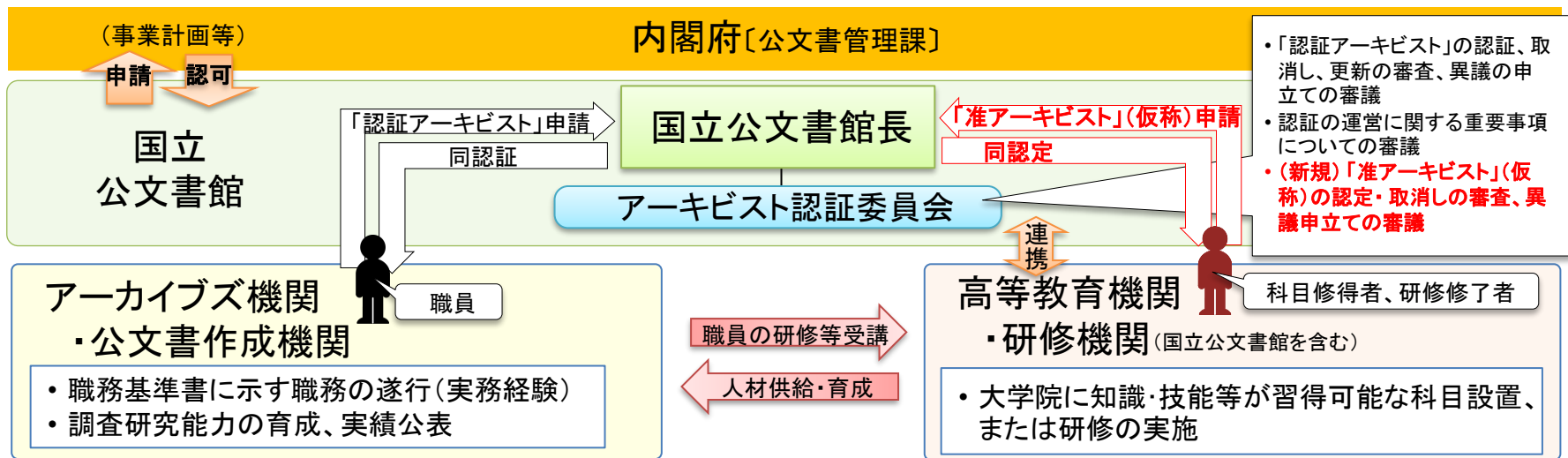
- （1）国立公文書館アーカイブズ研修Ⅰ及びアーカイブズ研修Ⅲ
- （2）大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジ（長期コース）
- （3）その他関係機関の行う研修で委員会が認めた研修

## アーキビスト認証に係る拡充の方向性

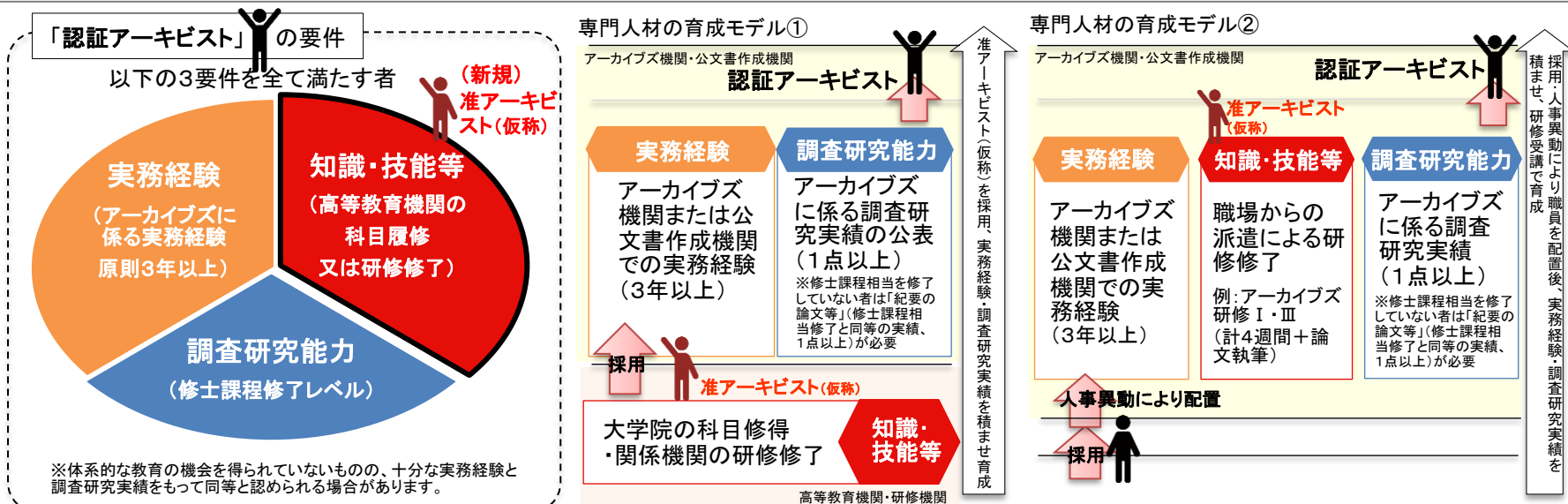
## 目的

「アーキビスト認証の実施について」(令和2年3月24日、国立公文書館長決定)に基づくアーキビスト認証の取組を推進するため、認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を公的に認める仕組みを設け、専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材の定着を図る。

## 仕組み



## 専門人材の育成モデル



## 高等教育機関等への説明概要

日 時：令和4年12月16日（金）13：30～15：00

場 所：Web（Zoom）開催

出席者：学習院大学：保坂裕興教授、下重直樹准教授  
 大阪大学：菅真城教授  
 島根大学：小林准士教授、清原和之准教授  
 昭和女子大学：野口朋隆准教授、湯上良准教授  
 東北大学：加藤諭准教授  
 国文学研究資料館：渡辺浩一教授  
 別府大学：針谷武志教授  
 中央大学：宮間純一教授  
 筑波大学：白井哲哉教授  
 神戸大学：野邑理栄子室長補佐、佐々木和子研究員  
 国立公文書館：梅原統括、幕田首席、伊藤上席、島田専門官、中野専門員、  
 細田事務専門員

資 料：議事次第  
 資料1「准認証アーキビスト」の検討について  
 資料2 調査票（回答様式）

1. 骨子案について

担当より、資料1に基づき説明（以下、発言順を整理して記載）。

## ○別府大学（針谷教授）

- ・説明では、すでに就職している実務者でも「准認証アーキビスト」を取得できるとのことであるが、当大学では、学部でアーカイブズを学び、公文書館の会計年度任用職員になっていることもある。そのあたりどのように考えたらよいか。

## ○国立公文書館（島田専門官）

- ・就業者であっても科目等履修生や研修修了者として体系的に「知識・技能等」を修得すれば認定の対象となる。

## ○別府大学（針谷教授）

- ・承知した。実務経験を満たせば、「准認証アーキビスト」を経ずに認証アーキビストになる道もあるということだろう。

## ○国文学研究資料館（渡辺教授）

- ・「准認証アーキビスト」の要件が、3要件のうちの1つの「知識・技能等」のみであることについて、条件が少しゆるすぎるのではないか。3要件のうち、「知識・技能等」と「調査研究能力」を含めた2要件をもって、「准認証アーキビスト」にするという考え方はないだろうか。アーカイブズ・カレッジの場合、受講者は大学院生が多い。そのため、大学院を修了した時点で「知識・技能等」と「調査研究能力」の2要件を満たすことになると思う。
- ・公文書館などに勤める現場の方々についても考慮しなければならないと思うが、すでに就業している方は、実務経験が3年に満たなくても、研修を受講すれば「准認証アーキビスト」が取得できるということなのか。

## ○国立公文書館（伊藤上席）



- ・大学院在学中に研修を受講し、その後に大学院を修了した場合、「知識・技能等」と「調査研究能力」の2要件を満たしているのではないかと、このことであるが、大学院を修了すれば「調査研究能力」が満たされるわけではない。「調査研究能力」を満たすには、修士課程相当の修了に加え、公表されている「アーカイブズに係る調査研究実績」が1点以上必要になる。なお、修士課程を修了していない場合は、これに加えて修士課程相当修了と同等の実績である「紀要の論文等」1点が必要になる。
- ・「准認証アーキビスト」は、「知識・技能等」を満たしていれば取得できる。実務経験は問わないため、実務経験が3年に満たずとも、「知識・技能等」を満たせば取得できる。

#### ○筑波大学（白井教授）

- ・渡辺先生と少し内容が重なるが、これまで、学芸員の養成課程が批判されてきたことを踏まえ、アーキビストという専門職のレベルが考えられてきたと理解している。つまり、アーキビストには、より専門性の高い大学院修士課程相当のレベルが必要だということである。そのため、認証アーキビストは修士課程相当の修了レベルの「調査研究能力」を要件にしていると理解してきた。よって、修士論文は、調査研究実績になると思っていたが違うのか。これらを踏まえると、「知識・技能等」と修士論文の執筆が調査研究実績となる「調査研究能力」の2要件を満たした人が、「准認証アーキビスト」になるべきではないのか。つまり、実務経験のみ足りない人が「准認証アーキビスト」であり、その実務経験さえ積み重ねれば「准」がとれて認証アーキビストになるべきではないのか。
- ・また、これは質問であるが、仮に「知識・技能等」のみで「准認証アーキビスト」が取得できる場合、申請方法は個人申請になるのか。それとも大学側がとりまとめた上で申請することが可能になるのか。個人の負担の軽減を考えれば、大学側にとりまとめを求めても良いと思う。

#### ○国立公文書館（伊藤上席）

- ・修士論文を執筆していれば「調査研究能力」を満たすのではないかと、という質問について回答したい。繰り返しとなるが、「調査研究能力」を満たすには、大学院修士課程相当の修了に加えて、「アーカイブズに係る調査研究実績」が更に1本必要である。修士論文を「アーカイブズに係る調査研究実績」としても認めるというダブルカウントはできないこととなっている。そのため、「調査研究能力」の要件を満たすには、修士論文を書けばよいというわけではない。
- ・申請方法などの手続きについては、議題2で説明する。

#### ○学習院大学（下重准教授）

- ・今回の説明会の趣旨について確認しておきたい。今回は、説明会であって、議論をする場ではないと思っていたが、意見を聞きたいという発言もあった。この場での議論を踏まえてさらに骨子案をブラッシュアップする予定があるということなのか。あるいは、私たちは今回は単に説明を聞くという立場なのか。

#### ○国立公文書館（梅原統括）

- ・冒頭でも説明したとおり、今回の骨子案については、まず11月のアーキビスト認証委員会においてご議論をいただいた。本日はそれを受けて、高等教育機関・研修機関の皆様にご説明し、かつ後ほど説明させていただき、情報提供をお願いしたい。その後、年明けには採用する側となる公文書館等の皆様にも説明をし、意見を集約した上で、3月の委員会で再度ご議論いただき、それらをすべて踏まえた上で、最終的に館で骨子の確定をしたい。そのため、本日は、骨子案の疑問点、意見についてお出しただいて構わない。

#### ○学習院大学（下重准教授）

- ・承知した。別紙2について、「准認証アーキビスト」の認定の期限はあるのか。例えば「准認証アーキビスト」を取得したのち、すぐには公文書館等へ就職できない場合、どこかの段階で失効してしまうのか。失効すると、その後改めて取り直しが必要になるのか。期限が無いとすると、例えば10年前に学んだデジタル分野の知識が陳腐になるということも考えられるが。

#### ○国立公文書館（島田専門官）

- ・有効期間については、11月の認証委員会にかけた案では「有効期間は無期限」と明記していた。「准認証アーキビスト」の認定は、あくまで科目修得・研修修了した事実を認めるものであり、修了証・卒業証書等と同じ性格のものであると認証委員会において説明したところ、そういった性格のものであれば、わざわざ「有効期間は無期限」と明記するものではないというご意見があった。これを踏まえて、本日お配りした骨子案には記載していない。

○別府大学（針谷教授）

- ・「調査研究能力」を満たすには、修士課程相当の修了のほかに「アーカイブズに係る調査研究実績」が1本必要であるとのことであるが、大抵の場合は修士論文をどこかに投稿するので、それで1本というカウントなると思うが、そういう理解でよいか。

○国立公文書館（伊藤上席）

- ・修士論文であるか否かは問わず、雑誌等に投稿・公表され、かつアーキビスト認証委員会で認められればよい。なお、修士課程相当の修了については分野を問わないが、「アーカイブズに係る調査研究実績」についてはアーカイブズに係るものである必要がある。

○神戸大学（野呂室長補佐）

- ・「准認証アーキビスト」は、認定証の発行はしないとのことであるが、例えば履歴書の資格欄に「准認証アーキビスト」を書いたところ、その証明を先方から求められた場合、どのように対応すればよいのか。

○国立公文書館（島田専門官）

- ・認定者に対しては、認定の通知を行うため、その通知をもって証明書の代わりとすることを想定している。ただし、実際に運用してみた結果、通知では証明として足りない等、何か問題が出てくるようであれば改めて検討したい。

○学習院大学（保坂教授）

- ・今の点について、別紙2には「認められた者は公表し、その旨を申請者へ通知する」とある。「公表」と「通知」の2つをもって、採用側が納得できるようなものにしていただきたい。
- ・資料1の「経緯」では、「その後、政府からの求め（※2）も受け」とあり、その※2の注釈には、国立公文書館の年度目標のことが記載してある。これでは政府からの求めの中身が、具体的にはわからないように思うが。

○国立公文書館（幕田首席）

- ・まず1点目であるが、認証アーキビストについては、認証者を館ホームページにおいて公表している。そのため、「准認証アーキビスト」についても、同様に公表することを想定している。
- ・次いで2点目であるが、※2の注釈にある年度目標の「アーキビスト認証の拡充に向け」の意味は、「准認証アーキビスト」の仕組みを作ることである。当時は具体的な名称を明記できなかったため、このような「拡充」という表現になっている。

○学習院大学（保坂教授）

- ・「拡充」が館の年度目標に記されるということをもって政府からの求めがあったとする理解でよいか。

○国立公文書館（幕田首席）

- ・各独法に共通する制度として、毎年度、所管府省からの指示・年度目標を受けて、当館で事業計画を定めることとされている。当館は内閣府の所管であり、内閣府から指示に基づき事務事業を行っている独立行政法人・行政執行法人である。この仕組みに基づいて「求め」としている。

○学習院大学（保坂教授）

- ・外部に向けて説明する際は、今のこともお話ししたほうがわかりやすいと思う。

○国立公文書館（幕田首席）

- ・承知した。

○中央大学（宮間教授）

- ・確認であるが、「准認証アーキビスト」は認証アーキビストの審査細則にあげられている大学院の科目を修得した方は、基本的に全員認められるという理解でよい。

○国立公文書館（伊藤上席）

- ・そのとおりである。

○中央大学（宮間教授）

- ・先ほど、渡辺先生から「准認証アーキビスト」の要件には、「調査研究能力」もあったほうがよいということであったが、「知識・技能等」だけということでしょうか。各大学院生にとっては、大学院修士課程を修了するまでに調査研究実績、つまり論文を公表するのは難しいと思う。

○国立公文書館（伊藤上席）

- ・現在は、「知識・技能等」の修得のみで認定することを考えている。

○島根大学（小林教授）

- ・「知識・技能等」の1要件だけが「准認証アーキビスト」の要件とのことであるが、大学院を修了する前に、所定の単位を修得している場合は、在籍中の段階で「准認証アーキビスト」が取得できるということでしょうか。

○国立公文書館（伊藤上席）

- ・そのとおりである。

○国文学研究資料館（渡辺教授）

- ・文書館の現職者ではない方であっても「知識・技能等」を修得すれば「准認証アーキビスト」が取得できるということになると、取得者数が多くなりすぎるのではないかと。とりあえず取得しておくか、という人でも「准認証アーキビスト」になれる。そうすると学会員と同じく、ペーパー資格になってしまうのではないかと。さきほど、「調査研究能力」も認定要件に含めてはどうかと言ったが、もう少し何か条件があったほうがいいのではないかと。

○国立公文書館（幕田首席）

- ・ご懸念は我々も共有しているが、一定数はそういう方が出てくるのは仕方がないと思っている。但し、「知識・技能等」のみとはいっても、大学院修士課程に置かれた科目としており、科目内容は大学院修士課程レベルの水準としている。なお、体系的に学んだ者に何らかの資格を得られた方がよいだろうという意見等を踏まえ議論がスタートしている。ご意見を踏まえ、認証委員会にも相談し検討したい。

## **2. 調査票について**

担当より、資料2に基づき説明（以下、発言順を整理して記載）。

○東北大学（加藤准教授）

- ・すでに「知識・技能等」の大学院科目を修了した方もいる。また、来年度以降、「准認証アーキビスト」が始まる前に入学、修了する方も出てくるだろうが、そのような方は認定されることになるのか。どこまで遡って認定対象になるのか。

○国立公文書館（幕田首席）

- ・「准認証アーキビスト」の認定要件となる「知識・技能等」は、骨子案で認証アーキビスト審査規則を掲出し示しているとおり、認証アーキビストの1要件である「知識・技能等」との整合性をとっている。よって、平成23年度以降に科目の修得・研修修了した方が対象となると考えている。

○東北大学（加藤准教授）

- ・すでに大学院において科目を修得している方については各個人が申請することになるのか。それとも過去の修得者も各大学で集約して申請することも、大学ごとに検討してよいことになるのか。

○国立公文書館（幕田首席）

- ・認証アーキビストと同じく、個人申請が基本と考えている。その上で、大学に協力いただけるのであ

れば、各個人に意思を確認した上で、大学がまとめて申請することも、現時点ではありえるかもしれない。

○島根大学（小林教授）

- ・認証アーキビストは9月が申請受付だと思う。「准認証アーキビスト」の申請期間も同じ頃となるのか。大学は所定の単位を取得した時点から修了証を発行することができる。例えば修士課程の2年目の前期で単位を取得すれば、8月頃に修了証が発行できる。年中随時申請可能となるのか、または1年の間に何度か申請・認定があるのか。

○国立公文書館（幕田首席）

- ・まさに調査票でお聞きしたいのは、そのような点である。申請・認定も年に1回でよいのか、2回程度あった方がよいのか。その辺りが当館では分からないため、情報提供いただきたい。

○国立公文書館（島田専門官）

- ・この場でできれば当館からも教えていただきたいことがある。大阪大学ではコースを設けていて、独自のコース修了証を発行し、既にコース修了生も輩出したとお聞きしている。科目修得の確定時期、証明書の発行時期について、すぐにお答えいただける範囲で構わないので菅先生にお聞きしたい。

○大阪大学（菅教授）

- ・昨年の場合、コースの修了証は3月下旬に発行した。ただし、大阪大学のコース修了には16単位が必要である一方、認証アーキビストの「知識・技能等」は12単位である。12単位の修得証明となると各研究科の教務係に聞いてみないことにはわからない。

○国立公文書館（島田専門官）

- ・了解した。詳細は改めて調査票にて把握させていただきたい。

○国立公文書館（幕田首席）

- ・先日は東北大学において「認証アーキビスト養成コース開設記念シンポジウム」が開催され、この場におられる多くの先生方も仙台に集った。当館からも鎌田館長が祝辞を述べるとともに吉田公文書管理課長からもご祝辞をいただいた。このように関係者が一堂に会する場は重要だと考えている。これから各大学側で企画される際にはお声かけいただくなど、今後も連携を深めていきたい。
- ・調査票の回答期限は1月12日（木）としている。年明け早々になるが、よろしくお願いしたい。

○国立公文書館（梅原統括）

- ・本日は長時間にあたり、忌憚ないご質問をいただいた。申請・認定手続きの具体化にあたっては、大学側の具体的な手続を把握することが重要だと考えており、今後も随時情報を共有させていただきたい。繰り返しとなるが、調査票への回答をはじめ、引き続きご協力をお願いしたい。

以上

## 全国公文書館長会議構成館向け説明会の質疑応答概要

日 時：令和 5 年 1 月 20 日（金）13：30～14：40（うち質疑応答は 14:25～14:35）

場 所：オンライン配信（Zoom）

参加者：全国公文書館長会議構成館 46 機関（計 60 名）、事務局員 6 名

資 料：議事次第

「准認証アーキビスト」の検討について

## ○神奈川県立公文書館

- ・認証アーキビストは 5 年ごとに更新が必要となるが、「准認証アーキビスト」には、更新は必要ないということによいか。

## ○国立公文書館（島田専門官）

- ・現在のところ、「准認証アーキビスト」には更新の仕組みはなく、有効期間も設けない想定である。「准認証アーキビスト」は、「知識・技能等」を学んだという事実を認定するものであり、その意味では、例えば、研修修了証や学校の卒業証書と同じ性質であると考えている。

## ○神奈川県立公文書館

- ・例えば、当館の職員が認証アーキビストの認証を受けた後、アーカイブズ機関以外へ異動した場合、実務経験が積みなくなる。そうすると、更新ができない可能性がある。その場合、認証アーキビストでもなく、「准認証アーキビスト」でもない、何も肩書きがない人になるのだろうか。

## ○国立公文書館（島田専門官）

- ・まだ検討段階ではあるが、認証アーキビストは、「知識・技能等」、「実務経験」、「調査研究能力」の 3 要件を満たしている人であり、「准認証アーキビスト」の要件である「知識・技能等」を既に修得し、その要件を満たしていると考えられる。よって、認証アーキビストの方が「准認証アーキビスト」へ別途申請いただければ認める想定で進めている。なお、認証アーキビストの更新においては、実務経験のほか、アーキビストとしての活動を幅広くポイントとして認めているため、実務経験のポイントによらずとも更新することは可能となる仕組みとなっている。

## ○尼崎市立歴史博物館あまがさきアーカイブズ

- ・いくつかの大学院で、「知識・技能等」が学べる科目設置の取り組みをしていることはわかったが、文部科学省はどのように関わっているのか、それとも関わっていないのか。国立公文書館は文科省と協議をしているのかなど、教えていただきたい。

## ○国立公文書館（幕田首席）

- ・現在、国立公文書館や内閣府において文部科学省と協議は行っていない。国立公文書館が各高等教育機関の取り組みを尊重しながら、アーキビスト認証に協力いただいているという関係である。
- ・東北大学史料館の加藤さんのほうから、補足があればお願いしたい。

## ○東北大学史料館（加藤准教授）

- ・現在、「知識・技能等」が学べる 5 つの大学で申し上げれば、大学として主専攻にするか、副専攻にするかで文部科学省との関係が多少変わってくる。主専攻とする大学は、学習院大学や島根大学が該当するが、特に学内の組織改組が関わってくるため、この関係で文科省との協議が必要になる。一方で、東北大学や大阪大学、昭和女子大学も入ると思うが、各組織を分野横断する副専攻の位置づけの場合、文部科学省に一定の報告を行うことになるが、大学の裁量の中で行える。
- ・今回の「准認証アーキビスト」の関係では、当大学から文部科学省へ要望等に行っていない。恐らく他の大学も同じだと思われる。

<説明会後に寄せられた問い合わせ（開催後追記）>

○徳島県立文書館

- ・「准認証アーキビスト」には認定証やカードの発行はなく、認証アーキビストのような5年での更新はないとのことであるが、「准認証アーキビスト」として認定されたという証明は、どのように行うことになるのか。認証アーキビストと同様に、ホームページ等に公表され、一定期間は消されないということになるのか。

○国立公文書館

- ・「准認証アーキビスト」の認定にあたり、認定者に対して、認定した旨の通知を送付する。また、認証アーキビストと同じく、「准認証アーキビスト」の認定者を当館ホームページにて公表することを想定している。

以上

「准認証アーキビスト」申請・審査・認定手続の検討に係る調査結果

| 機関名及びコース名・専攻名等                                                        | 学習院大学大学院人文科学研究科<br>アーカイブズ学専攻                                                                                                                        |                                                            | 大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究<br>コース                     |            | 島根大学大学院人間社会科学研究所<br>認証アーキビスト養成プログラム |                                                                  | 昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専<br>攻アーキビスト養成プログラム |                                                             | 東北大学大学院文学研究科<br>認証アーキビスト養成コース                                                                                                                                                                            |                    |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1) 申請・認定手続の検討に係る質問                                                    | 回答                                                                                                                                                  | 理由・補足等（任意）                                                 | 回答                                                | 理由・補足等（任意） | 回答                                  | 理由・補足等（任意）                                                       | 回答                                        | 理由・補足等（任意）                                                  | 回答                                                                                                                                                                                                       | 理由・補足等（任意）         |
| ①科目修得又は研修修了の確定時期<br>※「イ.知識・技能等」修得に必要な科目全て又は研修修了の確定時期                  | 2月中旬以降                                                                                                                                              |                                                            | 2月下旬もしくは<br>8月下旬                                  |            | 9月上旬,<br>2月下旬                       | 本学では学年を2期に分けており、各期の成績確定時期とした。                                    | 2月下旬                                      | 2月中旬の修士論文審査会を経て、単位および修士論文を教授会で認定                            | 2月中旬                                                                                                                                                                                                     |                    |
| ②科目修得証明書（成績証明書）又は研修修了証の発行時期                                           | 3月下旬                                                                                                                                                | 前期課程2年目（修了年次）の学生については3月中旬                                  | 2月下旬もしくは<br>8月下旬                                  |            | 9月上旬,<br>2月下旬                       | 本学では学年を2期に分けており、各期において成績通知が行われるので、それ以降に発行可とした。                   | 3月15日以降                                   | 修了後                                                         | 3月下旬                                                                                                                                                                                                     |                    |
| ③（①②に時間差が発生する場合）①後速やかに科目修得者又は研修修了者一覧を作成し、国立公文書館への提出することが可能か※提出様式は別途検討 | 不可                                                                                                                                                  | 確認や書面の作成等の手続を行っている<br>と結果的には①と②の時間差がほとんど<br>無くなるものと考えられます。 |                                                   |            | 可                                   |                                                                  | 可                                         | 大学院が発行する正式な書類でなければ<br>可能                                    | 可                                                                                                                                                                                                        |                    |
| ④（③回答が可の場合）提出可能時期                                                     | —                                                                                                                                                   |                                                            |                                                   |            | 9月下旬,<br>3月下旬                       |                                                                  | 2月下旬                                      |                                                             | 3月上旬                                                                                                                                                                                                     |                    |
| 2) 科目修得見込み・研修修了見込みに係る質問                                               | 回答                                                                                                                                                  | 理由・補足等（任意）                                                 | 回答                                                | 理由・補足等（任意） | 回答                                  | 理由・補足等（任意）                                                       | 回答                                        | 理由・補足等（任意）                                                  | 回答                                                                                                                                                                                                       | 理由・補足等（任意）         |
| ①科目修得見込み又は研修修了見込みと言える時期<br>※科目履修登録の完了時期又は研修受講者の決定時期等                  | 4月下旬                                                                                                                                                | 通年授業科目の履修登録の完了時期                                           | 4月下旬もしくは<br>10月下旬                                 |            | 4月中旬,<br>10月中旬                      | 本学では学年を2期に分けており、各期の履修登録終了後に見込みの判断ができる。                           |                                           | 科目を履修した時点で「見込み」と言うことは可能。科目履修登録は前期であれば4月下旬、後期であれば10月下旬に決定する。 | 11月上旬                                                                                                                                                                                                    | 学内における科目登録確定は10月下旬 |
| ②科目修得見込者又は研修修了見込者に係る証明書発行の可否                                          | 可                                                                                                                                                   | 授業科目履修証明書を発行する。                                            | 可                                                 |            | 可                                   | 「科目習得見込証明書」ないし「研修修了見込証明書」という名称での証明書発行は行っていないが、「単位修得見込証明書」の発行は可能。 | 可                                         | 必要に応じて発行することとするため調整中                                        | 可                                                                                                                                                                                                        |                    |
| 3) その他                                                                |                                                                                                                                                     |                                                            |                                                   |            |                                     |                                                                  |                                           |                                                             |                                                                                                                                                                                                          |                    |
| 全体にわたるご質問・ご意見・ご要望など（任意）                                               | ・申請については、学生が個人の意思に基づいて貴館に個別に行う方法を希望します。<br>・就学1年目から当該年度の授業科目履修証明書を発行することは可能ですが、それをもって単位の取得を（見込みも含めて）保証することは難しく、この段階での認定が相応しいかどうかについては慎重なご検討をお願いします。 |                                                            | 科目履修修了（見込みを含む）者は、年に1度ではなく、春夏学期、秋冬学期ごとに出てくる可能性がある。 |            |                                     |                                                                  |                                           |                                                             | 准アーキビスト制度発足時においては、准アーキビストは東北大学大学院文学研究科認証アーキビスト養成コースの修了時に合わせて認証して頂けることが望ましいと考えており、そのための手続き上の調整を希望したい（教員免許状や学芸員資格同様）。東北大学大学院文学研究科認証アーキビスト養成コースは令和4年度から設置されているが、令和4年度、令和5年度にコース修了した学生についても申請の取りまとめを行う用意がある。 |                    |

（参考）研修機関からの回答

| 機関名及びコース名・専攻名等                                                        | 中央大学大学院文学研究科アーキビスト養成プログラム                         |                            | 筑波大学大学院人間総合科学学術院人間総合科学研究群情報学学位プログラム |                                                                                               | 別府大学大学院文学研究科史学・文化財学専攻別府大学 文書館専門職養成課程                  |                                                                 | 国文学研究資料館 アーカイブズ・カレッジ                                                                                                 |            | 国立公文書館 アーカイブズ研修Ⅰ、Ⅲ            |            |
|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------|------------|
| 1) 申請・認定手続の検討に係る質問                                                    | 回答                                                | 理由・補足等（任意）                 | 回答                                  | 理由・補足等（任意）                                                                                    | 回答                                                    | 理由・補足等（任意）                                                      | 回答                                                                                                                   | 理由・補足等（任意） | 回答                            | 理由・補足等（任意） |
| ①科目修得又は研修修了の確定時期<br>※「イ.知識・技能等」修得に必要な科目全て又は研修修了の確定時期                  | 3月上旬                                              |                            | 9月上旬又は<br>3月上旬                      | 成績確定について、春学期実施科目の場合は9月上旬、秋学期実施科目の場合は3月上旬が成績確定時期となるため                                          | 3月上旬                                                  |                                                                 | 1月下旬                                                                                                                 |            | 3月下旬                          |            |
| ②科目修得証明書（成績証明書）又は研修修了証の発行時期                                           | 3月25日                                             | 課程修了日以降の発行                 | 対象者によって異なる                          | 必要な科目全てを修得した対象者が、筑波大学構内にある証明書自動発行機にて各自発行するため<br>なお、科目等履修生は証明書自動発行機からの発行ではなく、所属の支援室に証明書交付を依頼する | 3月中旬                                                  |                                                                 | 2月中旬                                                                                                                 |            | 3月下旬                          |            |
| ③（①②に時間差が発生する場合）①後速やかに科目修得者又は研修修了者一覧を作成し、国立公文書館への提出することが可能か※提出様式は別途検討 | 可                                                 |                            | 不可                                  | 筑波大学では認証アーキビストをコース化しておらず、認証アーキビスト取得を希望する対象者を把握していないため                                         | 可                                                     |                                                                 | 不可                                                                                                                   |            | 不可                            |            |
| ④（③回答が可の場合）提出可能時期                                                     | 3月末                                               |                            |                                     |                                                                                               | 3月中旬                                                  |                                                                 |                                                                                                                      |            |                               |            |
| 2) 科目修得見込み・研修修了見込みに係る質問                                               | 回答                                                | 理由・補足等（任意）                 | 回答                                  | 理由・補足等（任意）                                                                                    | 回答                                                    | 理由・補足等（任意）                                                      | 回答                                                                                                                   | 理由・補足等（任意） | 回答                            | 理由・補足等（任意） |
| ①科目修得見込み又は研修修了見込みと言える時期<br>※科目履修登録の完了時期又は研修受講者の決定時期等                  | 5月中旬                                              | 履修登録・変更期間による履修者確定後         | 4月下旬又は<br>10月中旬                     | 履修申請期間について、春学期開始科目の場合は4月下旬、秋学期開始科目の場合は10月中旬が履修申請の締切りとなるため<br>ただし、単位の修得見込みとは異なる                | 5月中旬                                                  | 履修登録後                                                           | 6月下旬                                                                                                                 |            | 8月中旬                          |            |
| ②科目修得見込者又は研修修了見込者に係る証明書発行の可否                                          | 可                                                 | 研究科委員長名での発行であれば6月中旬以降に発行可能 | 可                                   |                                                                                               | 可                                                     | 履修登録後発行可能。学部は80単位以上すでに履修している者は卒業見込みを出しており、資格課程も同様。大学院は単位条件なく発行。 | 不可                                                                                                                   |            | 不可                            |            |
| 3) その他                                                                |                                                   |                            |                                     |                                                                                               |                                                       |                                                                 |                                                                                                                      |            |                               |            |
| 全体にわたるご質問・ご意見・ご要望など（任意）                                               | 准アーキビスト認定への申請に関しては大学取り纏め申請ではなく、大学院生個人からの申請を希望します。 |                            |                                     |                                                                                               | 大学院の認定はまだされていませんが、提出します。念のため学部資格も記載しました。どちらも学事暦は同一です。 |                                                                 | 准アーキビスト資格への申請は、基本的には各自が行うことを想定しています。<br>ただ、アーカイブズ・カレッジ長期コースを単位認定している13の大学院のなかには、それぞれに取りまとめで申請することを希望する大学院があるかもしれません。 |            | ※アーカイブズ研修Ⅰは受講済みであることを前提としている。 |            |

※認証アーキビスト審査細則第2条に示される大学院と関係機関（令和5年3月現在）、また説明会への参加希望があった大学に対して実施

## ①個人による申請

※科目修得済みの者、  
研修修了者



①申請（2月上旬～4月末）※

①申請書、②研修修了証または科目修得証明書

④認定通知（3月下旬又は5月下旬）※

## ②高等教育機関における科目修得者取りまとめ申請

※取りまとめ可能である高等教育機関  
において科目を修得した者



①申請書

提出

高等教育機関

以下の2点を高等教育機関が用意し、  
申請書を取りまとめ、申請  
・申請者一覧  
・科目修得を証明する書類



①申請  
（2月上旬～4月末）※

④認定通知  
（3月下旬又は5月下旬）※

※2月上旬から3月上旬までに受理した申請については、4月1日付け認定（3月下旬に通知）。3月中旬から4月末までに受理した申請については、6月1日付け認定（5月下旬に通知）。

国立公文書館



館長

②審査の依頼

③審査結果の報告

アーキビスト  
認証委員会

審査

⑤「准認証アーキビスト」氏名をHPに公表  
（4月及び6月）

## ○「准認証アーキビスト」認定手続の流れ

|                                          | 令和5年度     |                     |   |   |                    |                                                                                             |    |    |    |   |   |   | 令和6年度  |                      |                      |   |
|------------------------------------------|-----------|---------------------|---|---|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|---|---|---|--------|----------------------|----------------------|---|
|                                          | 4         | 5                   | 6 | 7 | 8                  | 9                                                                                           | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4      | 5                    | 6                    | 7 |
| 規則・細則等の制定                                | 骨子に沿って具体化 |                     |   |   |                    | 規則・細則等の策定、<br>「申請の手引き」を公表                                                                   |    |    |    |   |   |   |        |                      |                      |   |
| （アーキビスト認証委員会）                            |           | ○<br>（規則・細則等の概要を検討） |   |   | ○<br>（規則・細則等の案を検討） |                                                                                             |    |    |    |   |   | ○ |        | ○                    |                      |   |
| 説明会の開催                                   |           |                     |   |   |                    | 申請に係る説明会の開催                                                                                 |    |    |    |   |   |   |        |                      |                      |   |
| 申請書の受付                                   |           |                     |   |   |                    |                                                                                             |    |    |    |   |   |   | 申請書の受付 |                      |                      |   |
| 審査・認定<br>①個人申請<br>②高等教育機関における<br>取りまとめ申請 |           |                     |   |   |                    | ①②ともに、2月上旬から3月上旬までに受理した申請については、4月1日付け認定（3月下旬に通知）。3月中旬から4月末までに受理した申請については、6月1日付け認定（5月下旬に通知）。 |    |    |    |   |   |   |        |                      |                      |   |
|                                          |           |                     |   |   |                    |                                                                                             |    |    |    |   |   |   | 審査     | 4/1付認定（3月下旬に通知）、HP公表 |                      |   |
|                                          |           |                     |   |   |                    |                                                                                             |    |    |    |   |   |   |        | 審査                   | 6/1付認定（5月下旬に通知）、HP公表 |   |



## 令和4年度 アーキビスト認証に係る普及・啓発活動

### 1 申請者向け説明動画の公開

「認証アーキビストへの申請について①」（目的・仕組み、6分程度）、「同②」（認証要件・申請手続き、70分程度）を作成し、6月17日（金）より9月30日（金）まで館YouTubeチャンネルにて公開した。なお、メール・電話による問い合わせを受け付け、回答した。

### 2 説明会の実施

アーキビスト認証についての説明会を以下の通り実施した。

|    | 対象                    | 実施日   | 内容                                                               |
|----|-----------------------|-------|------------------------------------------------------------------|
| 1  | 中央大学                  | 5/27  | アーキビスト認証に係る科目設置について説明                                            |
| 2  | 全国公文書館長会議構成館          | 6/10  | 「認証アーキビストの定着と拡充に向けて」と題して報告                                       |
| 3  | 筑波大学                  | 6/24  | アーキビスト認証に係る科目設置について説明                                            |
| 4  | 日本歴史学協会               | 6/25  | 第27回史料保存利用問題シンポジウム「アーカイブズ専門職問題の潮流」において、「アーキビスト認証の拡充検討について」と題して報告 |
| 5  | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会 | 6/26  | 第160回例会「アーキビスト専門職の認証と養成」において、コメント                                |
| 6  | 昭和女子大学                | 7/22  | 「アーキビスト認証について」と題し、学生に向けて説明                                       |
| 7  | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会     | 10/27 | 全国（滋賀）大会特別研修会「認証アーキビストのこれからを考える」においてコメント                         |
| 8  | 高等教育機関等（計11機関）        | 12/16 | 「准認証アーキビスト」骨子案を説明                                                |
| 9  | 特別区協議会・東京都公文書館共催セミナー  | 1/12  | 「アーキビスト認証についてー公文書等の適正な管理を支え、永続的な保存・利用を確かなものとするためにー」と題して講演        |
| 10 | 全国公文書館長会議構成館          | 1/20  | 「准認証アーキビスト」骨子案を説明                                                |
| 11 | 香川県立文書館 公文書管理セミナー     | 1/24  | アーキビスト認証の取組について説明                                                |
| 12 | アーカイブズ関係機関協議会         | 2/6   | 「准認証アーキビスト」骨子案を説明                                                |
| 13 | 日本歴史学協会               | 2/28  | 「准認証アーキビスト」骨子案を説明                                                |

### 3 情報誌・広報誌等への執筆・寄稿

（1）国立公文書館情報誌『アーカイブズ』第84号においてアーキビスト認証関係記事を掲載  
当館情報誌「アーカイブズ」第84号（5月31日発行）において、館職員が以下の2本の記事を執筆した。また、アーキビスト認証に係る大学院・関係機関の関係者から計4本の論考をご寄稿いただいた。

- ・中野佳（国立公文書館公文書専門員）「アーキビスト認証の仕組みと大学院修士課程における科目設置について」
- ・島林孝樹（国立公文書館公文書専門官）「アーキビスト認証における国立公文書館主催研修の位置づけ」
- ・渡辺浩一（国文学研究資料館教授）「国文学研究資料館のアーカイブズ・カレッジと大学院教育協力」

- ・下重直樹（学習院大学准教授）「アーキビスト養成システムを確かなものにするために～学習院大学の取組とアーカイブズ機関への希望～」
- ・小林准士（島根大学大学院教授）、清原和之（同准教授）「島根大学大学院アーカイブズ学分野設置の経緯と認証アーキビスト養成プログラムの紹介」
- ・菅真城（大阪大学アーカイブズ教授）「大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コースの開始」

（２）国立公文書館情報誌『アーカイブズ』における「認証アーキビストだより」の執筆  
当館情報誌『アーカイブズ』において、「認証アーキビストだより」のコーナーを設け、館職員の認証アーキビストが、以下の記事を執筆した。

- ・村上淳子「国立公文書館評価選別担当業務における認証アーキビストの役割について」（第 84 号、5 月 31 日）
- ・栃木智子「国立公文書館における専門職員～これまでの業務経験から考える～」（第 85 号、8 月 31 日）
- ・小宮山敏和「評価選別業務とアーキビスト」（第 86 号、11 月 30 日）
- ・永江由紀子「国立公文書館における「利用・普及」業務の経験から」（第 87 号、2 月 28 日）

（３）国立公文書館広報誌『国立公文書館ニュース』「アーキビストに聞く」での紹介  
当館広報誌『国立公文書館ニュース』において、「アーキビストに聞くー認証アーキビストに仕事の醍醐味などをインタビュー」のコーナーを設け、以下のとおり館内外の認証アーキビストのインタビュー記事を掲載した。

- ・Vol.1 国立公文書館（展示担当） 鈴木隆春さん（第 30 号、6 月 1 日）
- ・vol.2 神戸大学大学文書史料室 野邑理栄子さん（第 31 号、9 月 1 日）
- ・vol.3 国立公文書館（評価選別担当） 大木悠佑さん（第 32 号、12 月 1 日）
- ・vol.4 国立公文書館（利用係長）太田由紀さん（第 33 号、3 月 1 日）

（４）その他の媒体

行政管理研究センターより寄稿依頼を受け、以下のとおり館職員が寄稿した。

- ・幕田兼治「国立公文書館とアーキビスト認証ー『記録を守る、未来に活かす。』ためにー」（行政管理研究センター『季報 情報公開・個人情報保護』第 86 号、9 月 5 日）

## 4 その他

- ・12 月 3 日（土）、東北大学において、東北大学文学部創立 100 周年、東北大学史料館設置 60 周年記念事業の一環として、「認証アーキビスト養成コース開設記念シンポジウムーアーカイブズ専門職拡充と大学の役割ー」が開催され、当館から鎌田薫館長が出席し、祝辞を述べた。
- ・2 月 23 日（木祝）、「認証アーキビストが一堂に会する会 2023」が開催され、井口和起氏（京都府立京都学・歴彩館 顧問）が「認証アーキビストの皆さんへの期待」と題して講演を行い、当館の認証担当が「アーキビスト認証についてー目的、経緯、今後の展開などー」と題して報告を行った。